

令和6年10月15日
茨城労働局

常陸鹿嶋公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

茨城労働局（局長 澤口 浩司）は、常陸鹿嶋公共職業安定所（所長 生天目 寿幸）（以下「常陸鹿嶋所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

職員 X は、助成金の雇入登録を行う前の事前確認のため、様式「雇用契約内容確認書」を A 社に電子メールにて B C C 送信したところ、誤って B 社へ電子メールを送信した。当該電子メールの本文には、A 社の社名及び助成金対象者の氏名が含まれていた。なお、誤送信した電子メールは第三者に閲覧される前に削除されている。

2 事実の経緯

8月16日（金）午前9時34分

職員 X は、助成金の確認のため様式「雇用契約内容確認書」を A 社へ電子メールで送信しようとしたところ、誤って B 社へ電子メールを送信した。

なお、様式「雇用契約内容確認書」（個人情報なし）は添付漏れしており送信していない。

8月16日（金）午前9時40分

職員 X は、A 社へ送信した電子メールを誤って B 社へ送信していたことに気づき、上司の職員 Y に報告した。職員 Y は、B 社へ電話するもつながらなかった。

8月16日（金）午前9時48分

職員 Y は、B 社へ電子メールを誤送信したこと、誤送信した電子メールを削除して頂きたいことに加え、誤送信したことをお詫びする旨の電子メールを送信した。

8月16日（金）午後1時～午後1時30分

職員 Y は、A 社及び B 社へ複数回電話するもつながらなかった。

8月19日（月）午前8時50分

職員 Y は、B 社の担当者に電話をして、電子メールを誤送信したことを説明し謝罪した。また、電子メールの状況を確認したところ、電子メール 2 通は未開封であったため、そのまま 2 通とも削除するよう依頼し、その時点で B 社の担当者から電子メールを開封しないまま削除した旨を確認した。

8月19日（月）午前8時55分

職員 Y は、A 社へ電話するも担当者不在。担当者から折り返し連絡いただくこととした。

8月19日（月）午前9時50分

職員YあてにA社の担当者から電話があり、A社あての電子メールを他社へ誤送信したことを説明し謝罪した。

8月19日（月）午前11時20分

常陸鹿嶋所長と職員YがA社を訪問。担当者へ改めて情報漏えいの経過を説明し謝罪した。

なお、漏えいの対象者は既にA社を退職していた。

8月19日（月）午後1時10分

常陸鹿嶋所長と職員YがB社を訪問。担当者へ改めて情報漏えいの経過を説明し謝罪した。誤送信した電子メールを削除したことも改めて確認した。

3 発生の原因

外部へ電子メールを送信する際には、送信者以外の者を含めた複数人で、宛先のメールアドレスが正しいことを確認の上送信することになっているが、ダブルチェックを行わないまま送信してしまった。

また、電子メールにより個人情報が記載されたファイルを送信する際には、当該ファイルを暗号化することが規定されているが、対象者氏名だけであったため、個人情報という認識が薄れ、添付ファイルにする必要はないと考え、本文に記載してしまった。

4 再発防止策

本件漏えい事案発生後、職業対策課長名の事務連絡を発出し、茨城労働局管内の全ての公共職業安定所長に対して、全職員を対象とした個人情報の管理及び情報セキュリティポリシーに関する研修を実施するよう指示した。

また、茨城労働局内の全ての職員に「ダブルチェック」等の重要性を改めて認識させるため、総務部長名の事務連絡を発出し、ダブルチェックのルール化を図り、外部へ電子メールを送信する際は、宛先メールアドレスのダブルチェックを徹底するとともに、個人情報は電子メール本文に記載しないこと及びデータファイルとしパスワードの設定を行うこと等を確実に実施するよう指示した。

【担当】

茨城労働局職業安定部職業対策課

課長 神原 恵子

課長補佐 飯島 英光

（電話）029-224-6219